

LIFRE

Legal Information Flash Report from MCLAW

発行:丸の内中央法律事務所 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル817区

TEL:03-3201-3404 FAX:03-3201-3434 URL:https://www.mclaw.jp email: tsutsumi@mclaw.jp

労災保険給付支給決定の取消を求めた事業主が原告適格を否定された最高裁判決(令和6年7月4日) 及び改正景品表示法(10月1日施行)で導入される確約手続についてご紹介します。

◆労災保険給付支給決定取消訴訟の原告適格に関する最高裁判例(最一小判令和6年7月4日)

1. 事案の概要

X社に勤務していたAは、業務に起因して疾病に罹患したところ、札幌労働基準監督署長は、労災保険法に基づき、療養補償給付及び休業補償給付の支給決定を下した(本件各処分)。こうしたところ、X社が、労災保険法に基づく保険給付決定が為されたことにより、事業主が収めるべき労働保険料が約758万円増額されることを理由に本件各処分の取消しを求め、国を被告として提訴しました。

本訴においては、事業主が労災保険法に基づく 各給付決定の取消しを求め得る資格(原告適格) の有無が問題となりましたが、一審はこれを否定、 控訴審はこれを肯定したため、国がこれを不服と して上告したのが本件です。

2. 裁判所の判断

特定事業について支給された労災保険給付のうち客観的に支給要件を満たさないものの額は、当該特定事業の事業主の納付すべき労働保険料の額を決定する際の基礎とはならないものと解するのが相当である。そうすると、特定事業について基づく労災保険給付の額が当然に上記の決定に影響を及ぼすものではないから、特定事業の事業主は、その特定事業についてはないた労災支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者に当たるということはできない。(中略)

したがって、特定事業の事業主は、上記労災支 給処分の取消訴訟の<mark>原告適格を有しない</mark>。

3. コメント

労働保険の保険料の徴収等に関する法律12条3項は、労働者に対して労災保険給付の支給決定が為された場合、事業主が納付する労働保険料が増額され得る旨を定めています(メリット制)。本件では、Aの雇用主であるX社が、750万円以上の増額が見込まれるとして、Aに対する支給決定を争いましたが、裁判所は事業主の原告適格を否定しました。

本判決により、事業主としては、今後、労働者に対する支給決定を争うことはできなくなります。そのため、保険料の増額について不満がある事業主としては、行政が労働保険料を増額する処分を下した段階で、当該処分を取り消すよう求めることが考えられます。

◇景品表示法の確約手続のご紹介

本年10月1日より、昨年5月に成立した景品表示法の改正法が施行され、確約手続が導入されましたのでご紹介致します(改正法の概要は本紙 No. 76をご参照下さい)。

1. 確約手続とは

景品表示法違反の疑いがある行為をした事業者に対して消費者庁が通知をし、同事業者が自主的に是正措置計画(当該行為が既になくなっている場合は影響是正措置計画)を提出し、同計画が認定された場合には行政処分を免除する制度です。是正措置計画及び影響是正措置計画のことを「確約計画」といいます。

従前、法律違反が確認できた場合に措置命令等が出されると、事業者名が公表されることに店用上の損害が生じることもある一方、法違反の確認を慎重に行うために調査期間中に法律に違反する表示が継続されてしまうという問題点がある時点である。この点、法律違反の疑いがある時点がある時点を回避する計画を定めてもらうことにより、事業者も措置命令等を受けることがなくなり、不当な表示等も早期に解消されるという利益が生じます。

2. 確約手続の概要

① 確約手続通知

景表法上の規制に違反する行為があると疑うに 足りる事実があり、確約手続の必要性があるとき に消費者庁から事業者へ<mark>確約手続通知</mark>がされます (通知に至る前に事前相談も想定されているよう です)。

② 確約計画の認定申請

確約手続の利用を希望する事業者は確約手続通知から60日以内に確約計画を作成して認定を申請します。

③ 認定・却下

「措置内容の十分性」と「措置実施の確実性」 を基準に確約計画が審査され、確約認定されるか、 あるいは却下されます。確約認定されれば、景品 表示法の違反が確認された場合でも排除措置命令 や課徴金納付命令が課されません。

3. コメント

新たに今後実施される手続であり、消費者庁から<u>確約手続に関する運用基準</u>が公開されていますのでご参照ください。

(弁護士友成、弁護士門屋)

法務トピックス

◆最低賃金の改定(令和6年10月1日より順次)

都道府県別の最低賃金が10月1日より順次改定されます。東京都の最低賃金は10月1日より1,163円(前年度比:+50円)になります。全国平均の引き上げ額は過去最大の51円で、時給の平均は1055円となります。最低賃金は、雇用形態や呼称に関係なく、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者と使用者に適用されますので、使用者も労働者もご確認下さい。詳細は厚生労働省や各都道府県の労働局のHP等をご参照下さい。